

鎌倉総第177号

令和8年(2026年)4月9日

鎌倉市議会議長

中澤 克之 様

鎌倉市長 松尾 崇



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242・2243)

議会受付番号	文書質問第 26 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (都市整備部道水路調査課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 26 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

文書質問第 21 号で、①道路を店舗にしている件について、②道路を荷捌き所になっている件について、回答を頂いたが一向に改善されていない。

大船警察署及び地元商店会でパトロールを実施し、ルールの周知及び指導を 8 年 2 月頃に行う予定をしていると回答していたが改善されていない。

神奈川県警察大船警察署は、道路上に商品陳列棚等を出す行為は警察としても看過できない行為と認識しており、通報を受けた際には必要な対応を行っているところであります。と回答しているが「看過できない行為」を「必要な対応を行っている」と回答していたのに改善されていない。

大船仲通商店会は引き続き改善に向けて取り組んでまいります。と回答していたが改善されていない。

文書質問 21 号で質問した内容について改善される様子がないが、なぜ改善できないのか。大船警察署、道路管理者、大船仲通商店会として今後どう対応して改善させるつもりなのか。具体的に「いつ、だれが、なにをして、いつまで改善させるのか」お示しいただきたい。

2 質問の理由

一向に改善されないまま放置されては困るので責任を明確化させる為に質問する。

3 答弁を求めるもの

市長

4 答弁

文書質問第 21 号で回答しましたとおり、道路管理者である鎌倉市は本件を課題であると認識しており、この状況の改善に向けて大船警察署及び地元商店会と年に 1 回程度パトロールを実施し、ルールの周知及び指導を行ってきました。

令和 7 年度については令和 8 年 (2026 年) 2 月に実施し、指導をしている中で、その場で商品や看板等を敷地内にしまう店舗がいましたが継続的なものでなく、十分な改善に至っていません。

このため、令和8年度の早期に大船警察署、道路管理者、地元商店会で、効果的な改善策を協議し実施してまいります。

また、本件質問主意書の内容につきまして、関係機関に見解を求めたところ、次のような回答がありました。

- ・ 神奈川県警察大船警察署回答

ルールを守らない店舗に対しては引き続き道路管理者と連携し商店街の組合とともに働きかけ、繰り返しの指導をしてまいります。

- ・ 大船仲通商店会

通行に支障をきたしている状況を確認した商店会内の店舗に、都度、注意喚起をしています。引き続き改善に向けて、都度、注意喚起をしてまいります。